

平成31年4月 定例教育委員会

日 時 平成31年4月19日（金）
14時30分～

場 所 中央保健福祉センター 6階研修室2

出席者

（教育委員）

西本教育長 中島教育長職務代理者 深町委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長兼新しい学校推進室長 陣内教育次長兼学校教育課長 小田副理事兼社会教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 松尾総務課長 吉田学校保健課長 山口文化財課長 嶋田スポーツ振興課長 梶山教育センター所長 坂口図書館長 近藤青少年教育センター所長 熊本総務課長補佐

欠席者

合田委員

傍聴者 0名

内 容

(1) 教育長報告

(2) 平成31年2月分議事録の確認

(3) 議 題

- ① 改元に係る教育委員会所管規則の一部改正の件
- ② 佐世保市立学校使用規則の一部改正の件

(4) 協議事項

- ① 前期教育委員会のテーマについて

(5) 報告事項

- ① 平成31年3月定例会一般質問答弁について
- ② 常勤嘱託職員の募集について（教育委員会総務課・調理嘱託職員）
- ③ 学力調査結果の取扱いについて
- ④ 英語で交わるまちSASEBOプロジェクト第4回Sasebo Expoの開催について

- ⑤ 成人式典に係るWEBアンケートの実施について
- ⑥ 佐世保市公民館の使用料の判定に関する内規（教育委員会内規）の改正について
- ⑦ 佐世保市スポーツ推進委員の委嘱について
- ⑧ 少年科学教室 教室生募集について
- ⑨ こどもの日GO!GO!科学教室の開催について
- ⑩ 図書館開催のイベントについて
- ⑪ 平成31年度学校適応指導教室（あすなる教室）の開級式について

(6) その他

- ① 次回開催予定

◆ 教育長報告

- 3月26日 教育長表敬訪問（小学生女子ソフトボールチームひまわり）
- 3月27日 学校給食会評議員会
文化振興基金寄付
感謝状贈呈（佐世保管工事組合）
- 3月29日 佐世保市立小・中学校退職校長辞令交付式及び感謝状贈呈式
教育委員会辞令交付式
- 3月30日 社会教育委員の会 意見交換会
- 4月1日 教育委員会辞令交付式
- 4月2日 平成31年度新規採用教職員着任式
- 4月3日 佐世保市学校保健会養護教諭部会総会
- 4月4日 オアシスホルダー贈呈式
佐世保市スポーツ推進委員委嘱状交付式
- 4月6日 春の集い（海上自衛隊）
- 4月7日 木場浮立研修発表会
- 4月12日 前期教育委員会
第1回公民館長会
- 4月13日 ライオンズクラブ懇親会
- 4月14日 第52回佐世保市少年剣道大会 第44回ライオンズ旗争奪剣道大会
- 4月15日 小中学校校長研修会
- 4月16日 第1回長崎県都市教育長協議会
- 4月17日 平成31年度長崎県市町村教育委員会連絡協議会理事会
長崎県スクラムミーティング
- 4月18日 第1回社会教育委員の会議
させぼ夢大学開講式

【西本教育長】

それでは、皆さんおそろいでございますので、4月の定例教育委員会を始めたいと思います。

平成31年2月分の議事録の確認をさせていただきます。既に皆さんのお手元には配付しているかと思いますが、内容についてご質疑、ご異議等ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、議題に入ります。

①です。改元に係る教育委員会所管規則の一部改正の件ということで、事務局から説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

4月1日に新しい元号が令和になることが発表されました。5月1日から改元されるということでございます。教育委員会所管規則において、様式や申請書等に、「平成」という年号や、和暦を表すアルファベットの「S・M・T」という言葉が入っておりますので、5月1日の改元に伴い、文言の整理をしたいと思っております。複数の規則にかかわるものでございます。例を幾つか示したいと思っております。

5ページをお開きください。

これは、教育委員会の公印規則でございます。左が改正前、右が改正後になります。中段、改刻年月日の欄に、「平成」という表記がございますが、「令和」にすることなく、削除したいと思っております。

その他、先ほど申しました、アルファベットで、和暦を表記しているもの、昭和のSや平成のHと書いたものについても同様に、令和のRを入れることなく削除しております。説明は以上でございます。

【西本教育長】

そうしますと、基本的に元号はすべて取り払ったということでよろしいのでしょうか。

【松尾総務課長】

令和に直したものはございません。全て削除しています。

【西本教育長】

例えば、申請書を記入する場合、西暦、元号の併記が可能ということになるのでしょうか。

総務課長。

【松尾総務課長】

併記が可能になります。西暦で書いて申請をされた方についても、申請された書類というのは有効になります。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから何かご質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、そのように取り計らいたいと思います。

次に②です。佐世保市立学校使用規則の一部改正の件についてご説明をお願いいたします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は56ページをお開きください。

佐世保市立学校使用規則の一部改正の件でございます。これは例えば、社会教育団体が学校の屋内運動場等の施設を使用される際に適用するための規則でございます。

改正の理由は二つございます。一つ目は、先ほどと同様に、改元に伴うものでございます。もう一つ、定期監査の指摘事項の改善策として修正をしております。

59ページに新旧対照表をつけております。

定期監査で指摘された内容について説明いたします。まず、学校の屋内運動場を使用する際には学校に届け出るルールになっております。そして、学校において、例えば学校行事等を調整した上で、使用できるということであれば、学校長が許可を出し、申請者・団体は使用することができるというルールになっております。しかし、定期監査を受けた学校において、学校長の許可なく屋内運動場の使用がなされるという事案が平成30年度に起こりました。実は、使用するということを学校長は承知していたので、実質的には使用していただいて問題はなかったのですが、申請書に記載された日として抜け落ちていたため、申請書と使用実績が合わないということを監査から指摘を受けたものでございます。

申請がなかったにもかかわらず、屋内運動場の鍵を貸したというのも要因の一つとしてございました。そのため、改正後の(9)番ですが、利用者が鍵を借りに行くときは、学校長の許可書を持参し、鍵の管理者に提示することを明記いたしました。鍵の管理者は、業務委託により対応しており、従来、利用者に対し鍵を貸し出す際、施設の利用許可書の提示を受け手から貸出するように指導をしていたところですが、今回の指摘を受け、許可書に明記することにより、周知徹底を図るものでございます。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明についてご質疑等ございますでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

先日、県下の都市教育長協議会が開催され、学校施設、いわゆる屋内運動場や運動場の使用許可に関する運用状況について、情報交換を行いました。本市においては、まず小学校は、先ほど説明がありましたが、委託契約に基づき近隣の方々に鍵の管理をお願いしています。また、中学校はシルバー人材センターに委託しています。鍵の管理について、他市においても大体、本市と同様の運用でしたが、一部、小規模な市町等では学校が直接鍵を受け渡ししている場合もありました。

そして、使用の許可を誰が行うのかということが話題となりました。本市における今後の課題であります。現在、学校施設の他団体への使用申請の受付と許可については、学校で行っているというのが現状です。しかし、これは学校本来の業務とは言えず、他部署等において一括で対応した方が良いのではないかと考えられます。ある町では、例えば屋内運動場の申請許可業務をスポーツ関連部署がやっている場合もありました。

しかし一方で、学校施設の申請許可業務を学校以外で行う場合、学校と関係のない団体からの申請に対し、学校を介さずに許可が下りることもあり得ます。そうしますと、学校行事との兼ね合い等により、優先的に学校が使用したい場合に、現状のように裁量が働かないこととなります。そう考えますと、学校を介さずに事務手続きを行うというのは、学校運営に支障を来す側面もあるのではないかと考えます。いずれにしても、学校本来の業務でない業務については今後、何が一番適切な手段であるかということを検討し、場合によっては見直しが必要となると思っております。この件に限らず、学校業務全般を見渡して、本来の業務に専念していただくために、一番いい方法は何かということについて、検討を行う時期が来ていると思っております。事務局にまとめさせて、ご協議いただく場面があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【深町委員】

この許可書の（５）「使用者は、指定場所以外で喫煙をしてはならない」とありますが、学校内で喫煙可能な場所はないのではないのでしょうか。「指定場所以外での喫煙」が禁止ではなく、「校内での喫煙は」禁止であることを記載する必要があるのではないですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

ご指摘のとおりです。この条文の内容を修正すべきだと思います。

【西本教育長】

学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

健康増進法に基づき、喫煙可能な場所の制限については、本年7月から施行するようになっております。本市の小中学校につきましては、7月を待たずに、4月1日から敷地内全面禁煙を通知しておりますので、先ほどの文言は訂正が必要です。健康増進法に基づき、敷地内禁煙ですという言葉が必要かと思えます。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

修正した改正案を5月の定例教育委員会に提出したいと思えます。

【西本教育長】

ご指摘ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

なければ、ご指摘の件も含めてよろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、以上で議題のほうは全て審議が終わりました。
次に（４）の協議事項です。
前期教育委員会のテーマについて、当日配付資料に基づいて説明をお願いします。
総務課長。

【松尾総務課長】

当日配付資料の1ページ右上に協議事項1と書いた資料をごらんください。
4月の前期教育委員会でご意見をいただきました。令和元年度の前期教育委員会のテーマについて、事務局案をお示ししたいと思えます。
4月は前回、前期教育委員会の議題等についてご議論をいただきました。

5月は市町村教委連の研修会がありますので、それをテーマとさせていただきたいと思います。6月が教育委員会の自己点検及び評価について、7月は教科書採択について説明し、ご議論をいただきたいと思っております。

8月は第3期教育振興基本計画についてご説明したいと思います。佐世保市の次期総合計画については9月の定例市議会に提案していく予定であること、また、策定委員会の議論も進んでおりますので、その経過等についてご説明したいと思います。

9月に学校学期制についてのご議論を、10月には社会教育委員との意見交換を考えております。11月に令和2年度の予算、要求ベースになるかと思っておりますけれども、そのご説明を、12月は総合教育会議が開かれる予定となりますので、給食費の公会計化等について、できればこの場でご議論したいと思っており、その時点の勉強会との位置づけを考えております。

令和2年1月も令和2年度の予算について、2月は通級指導教室が相浦中学校に新たに開設されますので、その視察を検討しております。また3月は、佐世保市給食センターの視察。先般、学校給食のあり方について答申が出ましたので今後、議論は進めていくこととなりますけれども、まだ施設をご覧になっていない委員もいらっしゃいますので、視察を提案をしているところでございます。ご意見をいただければと思います。

説明は以上です。

【西本教育長】

今、前期教育委員会のテーマについて、案として提示がなされましたが、これにつきまして各委員から何かご質疑、ご異議等、あるいは何かお考え、ご意見等あれば聞かせていただければと思います。

これはあくまで目安ですので、例えば緊急的に取り上げたいテーマについてご意見があれば差しかえて、あるいは加えることもできると思います。よろしゅうございますか。

【内海委員】

提示の案はこれで良いと思います。希望ですけれども、文化財についてまだまだ勉強し尽くしていない部分がありますので、できれば前期教育委員会以外に、教育委員で参加できる方と文化財関係者で勉強会の開催を検討していただきたいと思います。

【深町委員】

去年の山の田水源地の視察は良かったと思います。今回は、世知原の石橋群などを視察するのはいかがでしょうか。

【西本教育長】

そうですね。わかりました。

総務課長。

【松尾総務課長】

文化財課とも協議しながら、時期を見つけて説明したいと思います。

【深町委員】

わかりました。

【西本教育長】

ほかにごさいませんか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、前期教育委員会のテーマについては、この案について了解をいただいたということでもよろしく願います。

続きまして報告事項です。

①平成31年3月定例会一般質問の答弁について、何かご質疑等ございますでしょうか。

今回、スクールロイヤーの導入について前向きに発言をいたしておりまして、6月の補正に計上する予定としております。

また、学校施設、プールに関する質問がありました。既に浅子小中学校はプールを造らないということで、地元の方も保護者の方にもご了解をいただいているんですが、市全体として今後、どうなるのかということは大きな課題になってくると思っております。

それから、LINEの相談を県教委が8月から開始するというごさいますので、本市においても併せて実施することとしております。市独自ではまだできないと思っております。

皆様からご質疑等よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは次にいきたいと思えます。

報告事項②です。常勤嘱託職員の募集について説明をお願いします。

総務課長。

【松尾総務課長】

資料は事前配付の報告事項11ページをごらんください。

小学校の学校給食の調理士に退職者が出ましたので、1名募集をする予定でございます。4月8日から4月19日まで申し込みいただくようにしております。今後、27日に面接、その後、採用の決定をし、6月1日から勤務開始となるよう進めていきたいと思っております。

現在、調理士が欠員の学校につきましては、ほかの学校から応援する形で給食は維持できており、今のところ支障は生じていないところでございます。

報告は以上でございます。

【西本教育長】

調理嘱託職員の採用試験の案内の説明がありましたが、ご質疑等ございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは次です。③学力調査結果の取り扱いについて、当局の説明をお願いします。
学校教育課長。

【陣内教育次長兼学校教育課長】

資料は13ページですが、結果の取り扱いの前に、昨日行われました学力調査の内容について、大きな変容があり、話題になっておりますので、少しご説明を申し上げます。

従来、基礎的な知識や理解を問う問題や、漢字の書き取りや簡単な計算といった基本的な問題と、応用問題に分けて、A問題、B問題という言い方をしておりましたが、その区分がなくなりました。そして、今回の学力調査における問題の内容について、もとのA問題、B問題という観点で見ると、A問題はほんのわずかであり、B問題の割合が相当大きくなっているという状況です。

文科省の今の考え方として、知識理解はあくまで、思考したり判断したり表現したりするための要素として必要なものではありませんが、知識理解だけがあってもどうしようもないという立場に立っています。それにより、学力調査の問題内容がかなり変わっております。概念が理解できていないと解けないという問題になっていきます。昔でいう部分点がとれない。暗記するだけではもう役に立たないという、新しい学力観がしっかりと裏打ちされた問題ができておりました。

また、時間も随分と短くされておまして、小学校はこれまで120分かかっていたものが90分に、それから中学校は180分かかっていたものが100分に短縮されております。

問題も絞ってありまして、中学校の国語は、前回までは小問が37問あったのが、今回は10問に、およそ4分の1に絞り込まれておまして、回答も何文字以内で概要を

書くように指示がなされており、昔の大学入試のような問題にシフトしてきているという状況でございました。

また、今回から学力調査の教科として、中学校の英語が始まりましたが、特にヘッドホンとマイクロホンを使って、聞いて、英語で答える。回答内容について、USB等を使い録音し、一括して採点するというシステムが今回初めて導入されました。ずっと会話が続き、二人の会話が流れてきて、その後、あなたはどのような会話を続けるのか、その場でしゃべりなさいといった内容です。海外のテレビ局が取材に来たと仮定し、自分の夢を英語でスピーチしなさい。また、その夢をかなえるためにどんな努力をしているかを答えなさい。1分間考えて、30秒英語でしゃべりなさいというような、大変具体的な場面を想定した問題が相当に増えておりました。

今回の学力調査の分析を相当しっかりやっていると、乗り遅れる危険性がありますし、また、授業の改善をセットにして考えていかないといけないという状況でした。

やはり、マイクロホンとヘッドホンを使った部分に関しては、いろいろと機器のトラブルがあって、実施がうまくいかなかった学校もあったようですが、本市に関しましては、ICT支援員を活用し、全校に配置した上で、事前の準備等から対策を実施しておりましたので、その点のトラブルはございませんでした。

本日の朝刊にて、出題内容が掲載されておりますので、1回問題をご覧いただくとまたわかりやすいかと思えます。

結果の取り扱いにつきましては、昨年度までの考え方をそのまま継続したいと考えております。佐世保市の結果は数値まで公表をする。全国学力状況調査につきましては、整数。それから、県の学力調査、佐世保市の学力調査につきましては小数第1位までの数値公表。これは文科省の考え、県教委の考えに付随したものでございます。

それから、結果公表につきましては、必ずその結果をどう受けとめて、どのように今後改善をしていこうとしているのかということ。検査結果だけを表に出すのではなく、検査はあくまでも子どもたちの能力改善のためのツールであるという考え方を全面的に出した形でやっていこうと思っております。

昨年度まで冊子をお配りしておりましたが、今の考え方にはそぐわないかなという部分がありますので、全面的に改定しようと思っております。

それから、各学校の公表につきましては、原則、数値公表はしないということで確認をしております。ただ、特別な事情がある場合は、相談の上、公表も可とはしておりますが、これまでのところ、公表された学校はございません。

県内の状況で申しますと、ほとんどの市町は、佐世保市と同じ、これまでの長崎県と同じ考えて進んでおります。極小規模校といいますか、小さい町、1町に1中学校しかないようなところは、町の数値を出しますと、イコール学校の数値になりますので、そういったところにつきましては、数値公表を控える等、実情に合わせた対応をするということでした。

以上、ご報告でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして何かご質問ございますか。
よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは続いて、報告事項④英語で交わるまちSASEBOプロジェクト 第4回S
a s e b o E x p oの開催について。当日配付資料です。

【小田副理事兼社会教育課長】

当日配付資料の3ページ、4ページにカラー刷りでお示しいたしております。教育委員会社会教育課では、ゴールデンウィーク中の5月6日月曜日11時から、S a s e b o E x p o 2 0 1 9を市民文化ホールにて行います。文化、学び、出会いということ
をキーワードに行ってまいります。

定員200名募集をいたしておりましたが、現在260名から既に話が来ております。
といたしますのが、アメリカンスクールの全面協力がありまして、アメリカンスクール
から160名、それから日本人の申し込みが100名。それから、これとは別に、今回
初の試みとして、高校生にサービ斯拉ーニングの場を提供するということで、このイベ
ントで通訳をやることを呼びかけました。英語が話せるプロジェクトに非常に関心を持
ってご協力をいただいている高等学校に打診しましたところ、60名がボランティアス
タッフとして出てきたいということで話をいただいております。

こうしますと、320名ぐらいの人数になっている状況がございますが、当日は、書
道体験、華道体験、琴体験等さまざまなイベントがあります。そこで、サービ斯拉ー
ニングといたしますのは、アメリカンスクールの子どもたちは英語しかしゃべれないため、
この子たちと日本人の子どもをつなぐよう、通訳的に動きながら自分も英語力を深めて
いくということを試みとして考えております。連休中の最終日でございますけれども、
ごらんいただけましたら幸いです。ご報告させていただきます。

以上でございます。

【内海委員】

盛りだくさんの企画なので、参考までに事業予算を。

【小田副理事兼社会教育課長】

このプロジェクトにおいて、一つのチームに対する予算は年間50万円ということ
を聞いております。このエキスポチームは、30年度の決算でいいますと、2回のエキ
スポを行いながら50万円の中で完了しています。大体25万から30万くらい、1回に

つき費用を要しているという状況です。

【内海委員】

ありがとうございます。

【西本教育長】

私も行きましたが、非常に楽しいです。だから、もう少し宣伝をして、メディアにも取り上げていただけるようにぜひお願いしたいと思っています。

【小田副理事兼社会教育課長】

はい。

【西本教育長】

ケーブルテレビもいいですが、民放とかNHKあたりにも。

【内海委員】

そうですね。

【西本教育長】

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは次にまいりたいと思います。

⑤です。成人式に係るWEBアンケートの実施についてということで説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は、同じく当日配付資料の5ページ目、報告事項⑤成人式典に関するアンケート実施についてということでございます。

ご承知のとおり、成人の定義というものが民法で18歳に引き下げられる。これが2022年施行ということをお知らせしております。

佐世保市でも成人式典というものを20歳の節目ということで毎年実施しているところでございます。これを今後この民法の施行にあわせてどうしていくのかということが議論されております。

他都市の状況としては、いまだ検討中というところで、明らかに18歳でやるとか20歳でやるということを表明しているところはごくごくわずかな状況でございます。

佐世保市では、この課題に関しまして、市民の皆さん、特に該当する年齢層の方々にたくさんのご意見をいただきたいという考えを持ちまして、今年度、特に夏休み前ぐらい、夏休みに入ってからという時期にウェブアンケートを行うように考えております。

このアンケートを行って検討し、方針を決定するスケジュールを5ページに、概略として入れておりますが、今後、複数年をかけて、法が施行される年の予算の編成には間に合うような形で方針を決定していきたいと考えております。その際には教育委員の皆様にもご意見等をいただく機会というものを講じていきたいと考えております。

6ページに、このアンケートのお願いというチラシ、配布資料としてのチラシ、それから7ページ、8ページ、9ページまでがウェブアンケートを行う内容を入れ込んでおります。単純に18歳がいいですか、20歳がいいですかという話だけではなく、そもそも成人式典はやったほうがいいのか悪いのか、やるならどういう方法がいいのかということも含めて、ウェブアンケートをしていきたいと考えております。

アンケートの対象者は、その該当年の方々だけにとどまらず、若年層から高齢者の方まで回答できるようなことでやっていこうというふうに考えております。

以上、ご報告でございます。

【西本教育長】

ただいまの成人式のアンケートについて、何かご意見ございますでしょうか。

この件も、先日の全県下の教育長会議でも話題になりました。どこでもまだまだ様子見ということでしたが、感触的には20歳で行うというのが多い印象でした。

郡部、周辺部は、成人式典を、お正月に行われていることが多いと思います。お正月に帰省した際に、地域としてやってらっしゃると思います。そこがほんとうの意味での同窓会の場みたいになっているので、18歳、高校生はまだという感じはしますけど。これも、後々、アンケート、それから、社会教育委員の会議あたりでも意見を聞きながら、教育委員会で決めていただくということになると思います。よろしく申し上げます。

それでは、次にまいりたいと思います。

6番目です。佐世保市公民館の使用料の判定に関する内規の改正についてということで、説明をお願いいたします。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

資料は、同じく当日配付資料の10ページ以降、最終ページまででございますが、報告事項⑥となっている分でございます。佐世保市公民館の使用料の判定に関する内規、こちらの改正についてということでございます。

公民館の使用料の判定、それから、貸す、貸さないの判定ということにつきましては、この内規、当然のことながら、条例・規則に基づきながら、その範疇の中での内規とい

うものを掲げて行っております。また、公民館は、運営ハンドブックに基づき運営を行っております。

大まかに言いますと、その利用目的が公助的なのか、共助的なのか、自助的なのかということで、有料なのか無料なのかを判断する考え方。そして、有料だとするならば、それは社会教育目的なのか、社会教育目的外なのかで料金が異なるような考え方の中でつくっております。

今回、その考え方の中に毎年毎年、公民館長会をする中で、実例に基づきながら疑義を生じた事案というものを研究し、協議の中で決定していった事項を、今回、改正として設けたものでございます。

大きく言いますと、3点ございます。

一つ目は、保育園、幼稚園、小中学校、高校の利用に関する内容でございます。学校等が公民館を利用する場合において、一部の利用といたしますのは、いわゆる場合を限定した状況において利用を、今までは社会教育目的で料金を徴収していたものを無料に改正するというものです。

一つは、町内会の考え方でございます。地区自治協議会という組織体は無料という考え方です。しかし、その構成たる単一町内会は有料な状況というものがあって、これはどうもおかしいのではないかと疑義を生じた案件です。

それから三つ目が、いろんな利用団体から使用の申し込みがあるわけですが、それは貸しているのか悪いのか、そういう判断に苦しむような状況というものが出てきましたので、それについての考え方の整理。この3点を行ってまいりました。

具体的に11ページ以降にその改正前と改正後の新旧対照を設けておりますので、少しご説明させていただきたいと思っております。

11ページをお開きください。

こちら、改正前は「フットサル等」の利用は禁止と、かなり限定的な書き方をしております。原則禁止という形になっていましたが、きちんとケアをされる状況があるとすれば貸すことは可能なんじゃないのか。特に、子どもたちが利用したいという部分、ここについてはできる限り拾っていく方法はないのかというふうな疑義を生じて、右側記載のように下線をつけておりますように改正を行っているところでございます。いわゆる、破損のおそれがないような状況、ケアをしてあるものであればお貸しできるという改正を行っております。

12ページをお開きください。

12ページは、青少年の育成団体等々が行う行事の中で、レクリエーションについては社会教育目的料金を課しますよということでしたが、子どもを対象としたものについては、やはり地域の方々が子どものためにやってくれるような状況でありますので、こちらのほうは無料とすべきではないのかという疑義を生じて改正を行っております。

次に、13ページでございます。

13ページは高齢者対象のいきいきサロン、こちらは社会教育目的料金を課しておりましたが、やはりこれも地域の方々が共助的に行っているところがございます。そうい

う部分について、これから地区自治協議会を含め、地域の団体とともにある公民館というふうなことを踏まえると、こちらは無料という考え方、極めて共助的な意味合いが強いので無料とすべきであろうということを入れております。

ただし、こちらは、右側記載の一番下、③で記述しておりますけれども、社会福祉協議会が実施する場合には社会教育目的料金を課すと。こちらはきちんとした組織体として予算を確保して行っていただく事業でございますので、こちらはきちんと料金をいただくということになります。

続いて、14ページです。

こちらが最初に申し上げました学校のことについての取り扱いでございます。こちら、学校で利用される場合、例えば文化祭であるとか、学校の施設でできないような行事を公民館で利用される場合はどうなのかということに非常に疑義を生じました。この考えの整理の中でありましたのは、現在の学校が開かれた学校から地域とともにある学校という運営を行っていただき、地域とともにいろんな行事、そして子どもたちを育む活動というものを行っていただいております。そういう場合において、公民館の役回りとして、精いっぱい協力をするべきだろうということになりました。そこで、右側記載のとおり、学校が行うものについては、本来はやっぱ学校の中で完結することが当然だと思いますが、学校の中で行うよりも公民館で行うことのほうが有効な場合というものをとらまえて、三つ案件をつけております。当該地域に関する校外学習活動を行う場合。二つ目に、児童生徒、学生が地域住民との交流事業を行う。そして、公民館において実施することが適当と思われるもの。いろんな事案があるでしょうから、そこを踏まえたところで1件、2件を査定するとき、この案件は入れておこうということを出しております。

それから、15ページでございます。

15ページは、小学校、中学校の部活動に関しての定義でございます。こちらは、小学校、中学校で定義が異なっておりましたので、文言整理の中で社会教育目的料金を課すというふうなことで統一的なところを設けております。

それから16ページ目、よさこいチーム等々、こちらも、こういった活動としてとらまえるのかというところは非常に疑義が生じました。ただのダンスサークルじゃないかということも考えられれば、一方で、地域の活性化のために資する活動をしていただいているところではないか、そういうことを踏まえて定義を整理いたしました。要は、共助的なのか、自助的なのか、ここの整理というのが非常に曖昧なものをできる限り広く共助的なものととらまえていこうということをお願いしている状況でございます。

このあたりの部分を18ページまで行っておりますけれども、今回、この改正というものを行います状況というのは、実は平成28年4月1日、この内規を設けて以降、毎年4月の時期にその前の年の公民館長会で疑義を生じた分を整理して、この考え方で官民の考え方に差異が生じないように統一的にやっていきたいと思いますということで改正を行っているところでございます。

全て説明をし尽くしきれっておりませんが、改正の内容、大まかに言えば、この

三つの視点をもって改正を行いました。

以上、報告を終わります。以上です。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、ご質疑等ございますでしょうか。

これは、もしも来年、公民館がコミセン化になったとした場合、再度見直しをする必要があると思われるのですが。

社会教育課長。

【小田副理事兼社会教育課長】

当然そのようになると思われますが、社会教育課としては社会教育法の縛りが外れても、コミセンと呼ばれるものが社会教育機能というものを十分に発揮していくように、この考え方というのを踏襲できるような形でコミセン化の協議を進めていきたいと思っています。

そのためにも、地域とどうあるのかとか学校の取り扱いをどう考えるのかということ、教育的知見という部分の中で考え直すというものを入れ込んでいきたいと思えます。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、⑥まで終わりました。

⑦です。佐世保市スポーツ推進委員の委嘱についてということで説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長。

【嶋田スポーツ振興課長】

事前配付資料の14ページ、15ページをごらんください。

佐世保市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。

今年度がスポーツ推進委員の2年度の任期の改選期になっております。資料にありますとおり、4月4日に、今年度は令和2年度までの委嘱状交付式をとり行いました。今回委嘱した方は、男性が32名、女性8名、計40名でございます。

スポーツ推進委員の位置づけになりますが、スポーツ基本法第32条に基づいて、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るために、各市町村教育委員会が委嘱するものでございます。

本市におきましても、教育委員会規則に定めるところにより、本市スポーツの推進のため、住民に対するニュースポーツの実技指導など、地域スポーツの推進役として活動していただいております。

15ページに名簿をつけております。色、網かけになっていますが、今回新たに2名の方を新しく委嘱しております。

規則では定数が70名となっております、まだまだそこには満たない状況でありますので、今後、適応者がいらっしゃいましたら、引き続き委嘱をしてみたいと思っております。

説明は以上です。

【西本教育長】

ただいま、スポーツ推進委員について説明がございましたが、皆様のほうから何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは続いて、よろしくお願いいたします。

【友永総合教育センター長兼総合教育センター課長】

資料は、事前配付資料の16ページになっております。報告事項⑧でございます。

今年度も少年科学館では、少年科学教室の教室生を募集し、六つの教室を開催してまいります。今年で33回目ということで、少年科学館事業の中でもメインとなるような事業でございます。

5月25日に開講いたしまして、12月1日、下村脩ジュニア科学賞SASEBOの発表と同時に発表会を行うようにしております。

以上です。

【西本教育長】

ただいま、少年科学教室について説明がございましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

【中島教育長職務代理者】

これは歴史のある長い事業ですばらしいと思うのですが、申し込みが偏ったりとか、ほとんど申し込みがなかったりする講座もあると思います。応募者数とかの偏りとか、実情はどうでしょうか。

【西本教育長】

センター長。

【友永総合教育センター長兼総合教育センター課長】

実際には、おっしゃったように、抽選をする人気のある教室もありますし、例えば探求サイエンスというのが高度な部分で応募がなかった年とかもございました。でも、これは参加者が少なくても、科学を理解する上で重要な部分なのでやっていこうということでございます。

ちなみに、平成30年度の教室について全部で定員が92名ですが、申込者は76名ということで全部が埋まっているわけではございません。

【中島教育長職務代理者】

教室そのもののリニューアルとか、中身は少しずつ変えていらっしゃるのでしょうか。

【友永総合教育センター長兼総合教育センター課長】

基本的には固定化をしております。ただ、内容は少しずつ変わっています。外に出て行く教室がありましたが、指導者の負担や事故防止の観点から、スクラップし、別立てで、科学館の職員がついていく探検コーナーとか、そういうものを別に持っていたりしています。

【中島教育長職務代理者】

指導者の方もなかなか大変ですね、ボランティアであるにもかかわらず、よくお世話いただいていると思います。続いていくというのはすばらしいですね。

【西本教育長】

ほかにございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

よろしゅうございますね。

それでは9番目、こどもの日GO!GO!科学教室の開催について。よろしくお願ひします。

【友永総合教育センター長兼総合教育センター課長】

資料は17ページでございます。

これも毎年行っておりますけれども、5月5日、少年科学館の二大イベントということで、大体500名程度の参加がっております。長大からとか、佐北、佐西あたりから来ていただいてコーナーをつくっております。

今年は10連休になっておりますけれども、ちなみに、少年科学館はそのうち5日間開館をするということで計画をしております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明につきまして、何かご質疑等ございますか。

5日間の開館日についてはどうなっているのでしょうか。

【友永総合教育センター長兼総合教育センター課長】

27、28が土日で、これは普通の土日ですから開館をします。29が国民の祝日ですので、それは休みです。1日も天皇陛下の関係でお休みですから休みです。3日も休みですけれども、2日は祝日と祝日の間で国民の祝日ではないということで、そこはあけます。27、28、2、5、6があけることになっております。

【西本教育長】

よろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは次に、図書館の開催イベントです。

図書館長。

【坂口図書館長】

資料のほうは、事前配付資料の20ページから22ページまでとなっております。

20ページをお願いいたします。

図書館は、今年で開館25周年を迎えました。図書館まつりの中で、右下にありますキャラクターのネーミング、サボンの命名者の方の表彰式を皮切りに行いたいと思っております。5月3日10時半からとなっております。

特に混雑が予想されるのは、5月5日の本のリサイクル市です。この日はかなり混雑するかと思われま。

昨年の来館者数が3日間で4449名、大体1日あたり1,480名の来館をいただいております。通常の1日平均が大体1,200名であり、これを上回る来館者がみえられておりますので、今年はそれを上回る人数を期待したいと思っております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

21ページは図書館まつりのスタンプラリーの用紙となっております。

22ページをお願いいたします。

英語deおまつりトークということですが、英語に関する部分が、図書館まつりのチラシをつくる時にまだ決定しておりませんでしたので、これも加えて5月4日に開催したいと思っております。これだけ別のチラシということになっておりますが、図書館まつりの中で開催したいと考えております。高校生以上で、定員が10名ということで、こちらは通訳なしで英語をネイティブの方とフリートークで楽しんでいただくということでやりたいと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

図書館のイベントにつきましの説明についてご質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますね。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは最後になりましたが、平成31年度の学校適応教室（あすなろ教室）の開級式について。

青少年教育センター所長。

【近藤青少年教育センター所長】

事前配付資料の最後のページです。学校適応教室（あすなろ教室）の開級式についてです。

令和元年5月28日に10時から開級式を行いたいと思っておりますので、ぜひご出席のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、今日現在の通級、仮通級の児童生徒の数が、小学生が3名、中学生が17名、計20名、今のところおりますが、当日全員がそれに出られるかどうかというのはかなり難しいところがあると思ひます。できるだけ開級式のほうに出るように努めたいと思ひております。

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

【西本教育長】

学校適応教室の開級式につきましの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

教室に通っている児童生徒は、1年で終わりになるのかな。

【中島教育長職務代理者】

ずっと経年で来る子もいます。

【深町委員】

小学生の3名は低学年もいますか。

【近藤青少年教育センター所長】

いや、低学年はおりません。4年生が1名、それから5年生が1名、6年生が1名です。

【西本教育長】

他にございませんか。よろしければ、以上で予定をいたしておりました議題、協議事項、報告事項、全て終了いたしました。

それでは、4月の定例教育委員会を全て終わりたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----